

公益社団法人山形県看護協会

「看護技術研修用シミュレーター貸出規則」

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人山形県看護協会（以下「県看護協会」という）において県看護協会会員に対する看護技術研修用シミュレーターの貸出しについて必要な事項を定め、山形県内の各医療機関等で看護職員の医療・看護技術研修の実施にあたり、研修が効果的に行える体制を支援することを目的とする。

(貸出機器)

第2条 貸出機器は、次の各号に挙げるものとする。

- (1) 採血・静注シミュレーター 2セット
- (2) 吸引モデル 2セット
- (3) AED トレーナー 1セット

(貸出基準)

第3条 機器の貸出しについては、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 県看護協会会員であること
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師等の有資格者が運用者として確保されていること
- (3) 県看護協会研修事業（支部を含む）、看護団体、医療機関、看護師等養成所・学校などでの使用とし、営利目的でないもの
またその他、県看護協会長が必要と認める施設（個人への貸出しはしない）

(借用について)

第4条 「看護技術研修用シミュレーター借用申込書」に必要事項を記入し、県看護協会に提出すること。

第5条 借用料は無料。但し、貸出・返却に要する費用は貸出機器を使用する者（以下「使用者」という。）の負担とする。

2 機器の使用にあたり必要な消耗品は借用者負担とする。

第6条 機器の授受については、使用者が県看護協会に来館し、直接行うこととする。

2 転貸、転借は認めない。

第7条 機器の使用は県看護協会の事業を優先とする。また、同一期間に複数の申込みがある場合は、貸出できない場合がある。

(使用上の注意)

第8条 使用場所は屋内であること。

第9条 貸出機器に不具合等があった場合、速やかに県看護協会に報告すること。

第10条 使用者は貸出機器の使用にあたり、紛失又は棄損しないように細心の注意を払わなければならない。

2 使用者は、貸出機器を紛失、又は棄損した場合は、損害を弁償しなければならない。
紛失や棄損などが生じた場合は、原則、借用時の状態に戻して返却すること。

第11条 使用者等が、貸出機器等により事故を起こした場合、県看護協会はその責めを負わない。

(返却について)

第12条 使用後は速やかに返却し、必要な手続きを行うこと。

(規則の変更)

第13条 この規則は、必要時管理運営会議において審議、変更する事ができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する

この規則は、平成31年2月26日の管理運営会議にて一部改正を承認され施行する